

2025 年日本国際博覧会
関西パビリオン多目的エリアイベント「美し国みえバザール（仮）」
出店募集要綱

1) 開催趣旨

大阪・関西万博は国内外から多くの注目が集まり、大変多くの来場者が想定されます。この好機を生かし、県内各地の食文化の体験や県産品の販売、観光 PR 等を連携した催事を実施することで、三重県ならではの魅力を最大限に国内外に発信し、県への誘客、県産品の販路拡大を図ります。

2) 募集概要

三重県のヒト・モノ・コトとの賑わいあふれる交流を軸に、多彩な食文化の実演・対面・試食・体験にこだわった体験型催事として「三重県らしさ溢れる価値ある物産展」の開催を実現するため、三重県の食文化の発信となる魅力あるご自慢の商品を催事出店いただける事業者（以下、取組先）を募集します。

主 催 : 三重県

イベント名称 : 美し国みえバザール（仮）

会 期 : 下記いずれか計 7 日間

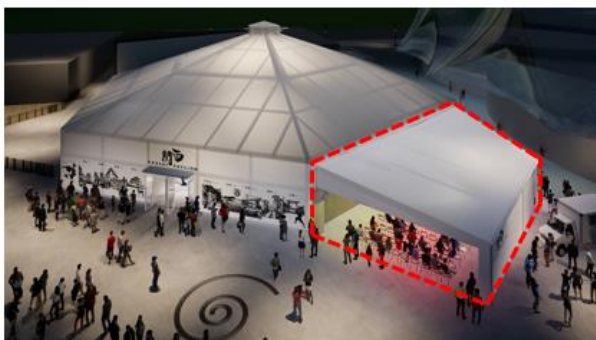
①令和 7 年 6 月 3 0 日（月）～ 7 月 6 日（日）

②令和 7 年 9 月 2 日（火）～ 9 月 7 日（日）

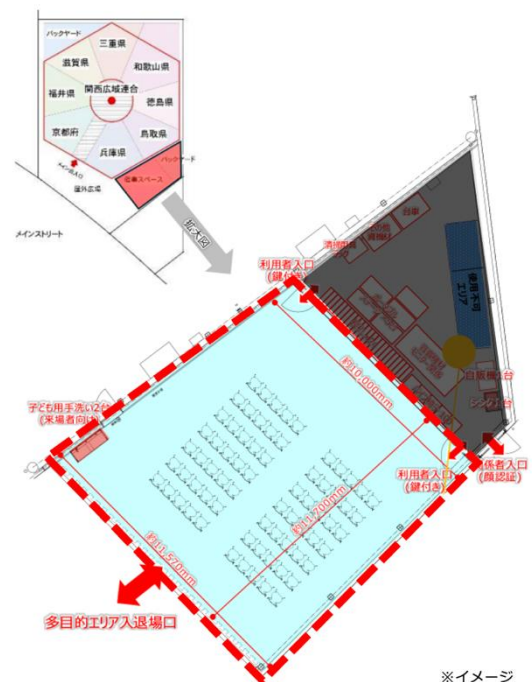
営業時間 : 1 0 時 0 0 分～ 1 9 時 0 0 分（予定）

※初日のみ 1 5 時 0 0 分から営業予定（設営 12 時～15 時）

会 場 : 2025 年日本国際博覧会 関西パビリオン多目的エリア



提供：関西広域連合



※イメージ

3) 応募資格

次の事項を満たす取組先（企業・団体）とします。

- ①関西圏への販路開拓に意欲があり三重県内に本社または営業所などを有すること
- ②日本国際博覧会協会及び県、事務局が指定する規定・指示を順守すること
- ③三重県が一般競争入札に参加させないこととしている規定に該当しないこと
- ④会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしていないこと
- ⑤法人税、消費税、地方消費税及び区市町村税を滞納していないこと
- ⑥PL 保険に加入していること
- ⑦暴力団など反社会的勢力でない及び関係がないこと

※本応募にあたって虚偽の申告をしたことが判明した場合には、判明した時点で催告を要することなく直ちに出店をお断りします。

4) 出展構成

開催趣旨及び募集概要に基づいて下記構成で募集します。

- ①食品部門 即売 ※会場内での実演調理は不可
- ②工芸部門 即売

5) 手数料及び取引条件

- ①会場手数料（博覧会協会）： 売上の 10%
※運営形態に応じて変更可能性あり（博覧会協会）
- ②電子マネー決済手数料（博覧会協会）： 売上の 2.5%
- ③交通費： 取組先負担
- ④搬入・搬出費： 取組先負担
- ⑤人件費： 取組先負担
- ⑥宿泊費： 取組先負担
- ⑦駐車場： 取組先負担
- ⑧什器リース費： 事務局負担
- ⑨設営費： 事務局負担
- ⑩会場装飾費： 事務局負担
- ⑪宣伝費： 事務局・博覧会協会負担

6) 搬入出

- ①搬入（予定）
 - ・搬入は、各期初日の午前中（6:00～8:00／10:00～12:00）
 - ・会場準備は、各期初日の 12:00～15:00 ※15:00 より営業開始予定
 - ・搬入方法につきましては、協会より情報が次第指定させていただきます
- ②搬出（予定）
 - ・搬出は、最終日の 19:00 以降 ※22 時までに完全退場

7) 広報計画

万博HP、万博場内告知、三重県広報 他（予定）

8) 宿泊斡旋先

近隣ホテルを後日紹介します。 ※サポートデスクにて一括予約予定
各自にて近隣ホテルをお手配いただいても結構です。

9) 精算

売上金額から手数料を差し引いた金額を、事務局より各取組先にお支払いします。

支払日：後日案内

※事務局の指定口座へ博覧会協会より入金後、7営業日以内を目処に入金予定（精算事務の都合により、取組先への入金日が前後する場合があります。）

10) 留意事項

①販売体制

- ・取組先出店業者は、販売責任者として社員を必ず1名以上派遣して下さい。
- ・会場内はキャッシュレス決済とし原則現金は取り扱いありません。（決済端末は貸与あり。）
- ・万博会場への入退場には、専用の入場証が必要です。専用入場証を発行するにあたっては事前登録が必要となります。（後日案内）
- ・その他、博覧会協会及び県が示す規則を順守してください。

②取組先出店業者の選定及び売場配置と小間割

- ・取扱商品・実績・会場スペース等の兼ね合いにより、主催側において取組先出店業者の選定を行います。
- ・上記結果は、事務局より書類をもって通知いたします。
- ・売場配置は、主催側において決定いたします。
- ・主催側の決定に対して、異議申し立てはできませんので、ご了承ください。

③販売商品と試供品

- ・事前に申請書にて販売商品及び試供品を登録申請していただきます。
- ・販売商品及び試供品（試食・試飲など試供方法含む）は全て事務局及び博覧会協会の審査が必要です。内容により取り扱い不可もしくは取り扱いに制限がかかる場合があります。
- ・別途、保健所への申請が必要になる場合があります。
- ・定期購買などの契約行為はできません。

④食品衛生と品質表示

- ・食中毒対策、コロナ感染防止対策の徹底。手洗い、マスク着用、実演をする場合は手袋・帽子の着用を励行。
- ・容器包装に入れられた販売商品には必ず、食品表示基準に従った表示を記載してください。
- ・商品の組成・原材料原産地・消費期限・保存方法・製造者・アレルギー物質表示は適格に表示して

下さい。

・商品名や説明に原産地や特定の原材料が入る場合は、各種証明書（産地証明・納入証明等）の会期中持参をお願いいたします。また、米や米の加工品を取り扱う取組先は 米トレーサビリティ法に基づく資料も持参してください。

⑤ 飲食物の提供・調理

＜共通する禁止事項＞

- ・会場内での調理（煮る／焼く／揚げる／炊飯行為）
- ・直火の使用（ガス缶を使用したカセットコンロの使用による温め直し等）
- ・臭いが強すぎる食品の提供（協会：人に不快感を与える原因となり得るもの）
- ・会場外へのアルコールの飲み歩きに繋がる行為
- ・家庭用ホットプレート等の簡易な器具を使用した小規模な食品の調製（単に焼くだけやコーヒーの抽出等）（原則 I H による湯煎、電子レンジのみ可）

＜試食・試飲＞

- ・包装品をそのままの状態を提供、もしくは、既製品を開封盛付けして提供可能です。
- ・提供直前に加熱したものは提供可能です。 ※コーヒー等は抽出後、高温で保管可。

＜販売＞

- ・販売する食品は、当該食品の製造・加工に必要な食品営業許可を受けた施設（許可を要しない場合は、営業届出を行った施設）において製造・加工されたもので、容器包装された食品のみとします。
- ・仕入れ時に表示を確認し、定められた保存方法で保管、陳列してください。（特に要冷蔵、冷凍）
- ・食品等（食品営業許可を受けている施設）の無料配布等を行う場合は、保存性のある食品のみとし、衛生的な製造場所において製造・加工したものを使用してください。
- ・野菜や果物の生鮮食品は、容器包装されていないものも販売可能です。

＜露店営業＞

- ・調理済食品を、提供する直前に加熱したものに限り販売可能です。 ※調理済食品及び加熱した食品のカットは不可

例）-調理済食品の IH 調理器による温め直し（湯煎）

- 来場者に提供する直前に加熱調理した食品（直前加熱食品）
- 直前加熱食品同士を組み合わせたもの（例：ホットドック）
- 直前加熱食品以外で例外的に提供できるもの（例：かき氷・わらびもち）

＜露天営業に関する禁止事項＞

- ・提供直前に加熱していない食品（さしみ、サラダ、冷やしそうめんなど）の提供
- ・加熱した食品にクリーム、ホイップクリーム、カスタードクリーム、アイスクリーム類）を盛り付ける行為
- ・洗米行為
- ・加熱後の調理行為（加熱した食品を包丁で切る、炊飯した米飯を具材とともに炒めるなど）
- ・原材料の下処理（野菜の土を落とす、魚のうろこや内臓を除去するなど）
- ・原材料の一次加工（野菜を刻む、たこ焼きのたこを切るなど）

⑥包装容器

- ・会場内で提供する買い物袋は有償のエコバッグ・手さげの紙袋のみとし、それ以外の配布は禁止です。なおエコバッグの販売を優先してください（無償での袋の配布禁止となります。）※エコバッグの例：ポリプロピレン、ポリエチレン、不織布、コットン、ポリエステル、キャンバス
- ・会場外で包装される商品の包装は、プラスチックの素材を減らすよう検討・工夫をしてください。
- ・会場内で包装する容器包装は、プラスチック禁止です。
- ・緩衝材はプラスチック禁止。リサイクルの可否は問いません。
- ・試飲食の提供にあたって、使い捨てのものが少なくなるよう努めてください。やむを得ず使い捨てのものを使用する場合は紙、木、竹などの素材のものを使用してください。

⑦決済方法

- ・博覧会協会が指定するキャッシュレス決済とし、現金での販売はできません。
- ・博覧会協会から貸出される専用レジおよび決済端末を使用していただきます。
- ・万博の肖像を使用したオリジナルグッズの販売に関しては、別途ロイヤリティ及び申請等が必要です。

⑧個人情報保護

個人情報保護法・関係法令等を遵守し、第三者への開示・漏洩は厳禁とします。

⑨マナー

- ・言葉遣いとマナーに注意して、明るい親切丁寧なご対応をお願いします。
- ・ハラスメント行為は厳禁です。

⑩その他

- ・各自で広告広報・DM 発送などを行う際は、必ず事務局の校正を受けてください。
- ・売場では表示の多言語化（英語必須）やハラル表示を実施してください。
- ・売場において、催事の演出や説明に必要なチラシ配布は可能ですが、電子媒体を活用するなど紙製の配布物は極力避けてください。
- ・上記チラシのデザイン、仕様、掲載する2次元コードの誘導先 URL とランディングページは、事前に博覧会協会に申請を行い、許諾を得る必要があります。
- ・コンプライアンスとモラルを厳守してください。
- ・出店決定後の辞退は認められません。
- ・最終日の閉場時間まで責任ある販売対応をお願いいたします。
- ・本要綱に違反または第三者の損害が生じた場合、事務局の指示に従い、遅滞なく、取組先出店業者の責任と費用をもって解決にあたってください。

11) 申込方法

出展申込書を記入し、2月28日（金）までに電子メールにて、美し国みえバザール出展事務局までお申し込み下さい。

【電子メール】 mie_expo_bazaar@jimukyoku.jp

※取組先出店業者の選定の結果、ご出店をご遠慮いただく場合もございます。予めご了承ください。

※事務局の責に帰すことができない事由による、各トラブルや損害や損失については、一切の責任を負わないものとします。

※広告等の掲載内容、売場位置等については、スペースや主催者の都合等により決定され、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承の上、出店申込みいただきますようお願いいたします。決定後の異議申し立てはご遠慮願います。

※本要綱は博覧会協会の規定に基づいて作成しています。今後、同規定の変更や修正などが生じた場合、本要綱の内容が改定される可能性がありますので、予めご了承ください。

12) お問い合わせフォーム

美し国みえバザール出展事務局

【電子メール】『mie_expo_bazaar@jimukyoku.jp』

※お問い合わせの受付は、メールのみとなりますのでご了承下さい。